

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況(令和6年4月1日現在)

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務時間	
		開始時刻	終了時刻
38時間45分	7時間45分	午前8時40分	午後5時25分

(2) 休暇制度の概要(令和6年4月1日現在)

種 類		付与日数	備考
年次有給休暇		1年につき20日	
介護休暇		配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢等で日常生活に支障があり、その者を介護するために勤務しないことが相当と認められる期間(6か月まで)	
介護時間		配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢等で日常生活に支障があり、その者を介護するために勤務しないことが相当と認められる期間(連続する3年の期間内において1日のうち2時間以内)	
特別養子縁組休暇		民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項に規定する特別養子縁組の成立により養子となる者を監護するため、勤務しないことが相当と認められる期間	
子育て支援時間		小学校(これに準ずる学校を含む。)に就学している子(第1学年から第3学年までの子に限る。)を養育するため、勤務しないことが相当と認められる期間(1日のうち2時間以内)	
特別休暇	災害・事故休暇	任命権者が必要と認める期間	
	証人等による出頭休暇	任命権者が必要と認める期間	
	選挙権等の行使に係る休暇	任命権者が必要と認める期間	
	忌引休暇	1～10日	親族関係に限る。
	結婚休暇	連続する7日	
	生理休暇	3日以内	
	産前、産後休暇	(産前)出産予定日前8週間 (産後)出産後8週間	
	妊婦の通勤緩和	1日のうち1時間以内	
	育児時間	1日で90分以内	
	妊婦の健康診査	任命権者が必要と認める期間	
	病気休暇	傷病などで医師の診断書等により勤務が困難と認められる期間	90日以内
	つわり休暇	7日以内	
	育Men休暇	10日以内	
	家族看護休暇	子の看護休暇、短期介護休暇ともに1人につき5日(上限10日)	
	公務災害休暇	医師の診断書等により任命権者が必要と認める期間	
	夏季休暇	6日以内	
	骨髄提供のための休暇	任命権者が必要と認める期間	
	父母の祭日のための休暇	1日	
	ボランティア休暇	5日以内	
	リフレッシュ休暇	2日以内	
	学校行事休暇	子1人につき2日	
	出生サポート休暇	5日以内	

(3) 一般職員の年次有給休暇の取得状況(令和5年)

平均取得日数	消化率
9.8日	30.0%

※ 令和5年1月1日から同年12月31日までの全期間を在職した一般職員の状況です。

5 職員の休業の状況

(1) 育児休業及び部分休業の取得状況(令和5年度) (単位:人)

区 分	育児休業取得状況		令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員の 育児休業取得状況		
	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児休業対象者数	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男 性	30	9	63	29	9
女 性	35	36	35	35	36
合 計	65	45	98	64	45

(2) 自己啓発休業の取得状況(令和5年度)

2人

(3) 修学部分休業の取得状況(令和5年度)

2人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数(令和5年度) (単位:人)

事 由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	49	0	49
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	2	0	2
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	51	0	51

(2) 懲戒処分者数(令和5年度) (単位:人)

懲戒事由となる行為	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用関係(給与不正領得等)	0	0	0	0	0
一般服従関係(職務専念義務違反、職務命令違反等)	1	0	0	0	1
一般非行関係(傷害等刑法違反等)	0	1	0	1	2
収賄等関係	0	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	0	0
管理監督責任	0	0	0	0	0
合 計	1	1	0	1	3

7 職員の服務の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第30条により職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務することが義務付けられ、また、職務の遂行に当たっては全力を挙げて専念しなければならないとされていることから、職員には次に掲げる職務上の義務が課せられています。

- (1) 命令に従う義務
- (2) 信用失墜行為の禁止
- (3) 秘密を守る義務
- (4) 職務に専念する義務
- (5) 政治的行為の制限
- (6) 争議行為等の禁止
- (7) 営利企業等従事制限

8 職員の退職管理の状況

大津市職員の退職管理に関する条例（平成28年条例第10号）第3条により、職員であった者で管理又は監督の地位にある職（課長級以上）に就いていたものは、離職後2年の間に営利企業等に再就職した場合には、再就職後速やかに、離職時の任命権者に再就職情報（再就職日、再就職先、再就職先における地位等）を届け出ることが義務付けられています。

令和5年度（令和4年度末退職者）の届出状況

区分	人数
市長部局	1人
合 計	1人